



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 山梨労働局

山梨労働局発表
平成27年6月9日

【照会先】	
山梨労働局雇用均等室	
室長	荒井直子
室長補佐	田名網洋子
電話	055-225-2859

県内初の3回目のくるみ認定企業誕生 — 生活協同組合パルシステム山梨の3回目を認定 —

この度、厚生労働省山梨労働局（局長 能坂 正徳）は、次世代育成支援対策推進法に基づき、生活協同組合パルシステム山梨を認定し、平成27年5月27日に認定通知書を交付しました（写真）。同法人が認定を受けるのは3回目※ですが、**3回目の認定企業は県内では初**になります。これにより県内企業の認定件数は17件（14社）になりました（[別添資料1](#)）。

※1回目 平成23年5月、2回目 平成25年9月、3回目 平成27年5月

生活協同組合パルシステム山梨の取組内容	
1	行動計画の期間 平成25年4月1日～平成27年3月31日（2年間）
2	行動計画の内容 ※ 目標1 「子育てハッピー応援団」利用の呼びかけを継続する。 ※祝祭日出勤や土日研修時の保育サービス費用援助（長期休みの小学生含む。） 目標2 育児休業取得を希望した職員が取得しやすい環境の整備を行う。 男性職員・・・計画期間内に取得実績があること 女性職員・・・取得率80%以上とすること 目標3 半休制度を利用できる日数を増加する。 目標4 ワークライフ・バランスを推進する。
3	認定基準の主な達成状況 ☆100%育児休業を取得 ☆「子育てハッピー応援団」の利用勧奨の結果、利用者が増加 前回行動計画期間：延べ22名 → 今回行動計画期間：延べ37名



認定企業（右）と能坂労働局長（左）



新認定マーク 愛称「くるみ」
☆の数が認定回数を示します。

1 認定制度について

厚生労働省では、平成19年度から、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組み、「一般事業主行動計画」を策定・実行し、①計画に定めた目標を達成、②男性の育児休業等取得者がいることなどの基準（別添資料2）を満たした企業に対して、次世代育成支援対策推進法の認定マーク「くるみん」を付与しています。

認定を受けた企業は、「くるみん」マークを商品や広告、求人広告などにつけて子育てサポート企業であることをアピールできます。税制優遇措置も利用できます（別添資料3）。

県内の認定企業では、ホームページでの紹介、名刺等に活用されており、企業イメージの向上、従業員のモラルアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な人材の確保などにつながる事が期待され、学生の企業選びの基準としても活用されています。

全国の認定企業数は、平成27年4月末現在で2,137社となりました。山梨労働局においても、より多くの企業が認定を目指して取り組んでいただけるよう、広く周知を行い、個別相談にも積極的に対応しておりますので、ご相談ください。

2 次世代育成支援対策推進法改正について

(1) 平成27年4月に次世代育成支援対策推進法が改正施行されました。改正のポイントは以下のとおりです（別添資料4）。

① 法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長

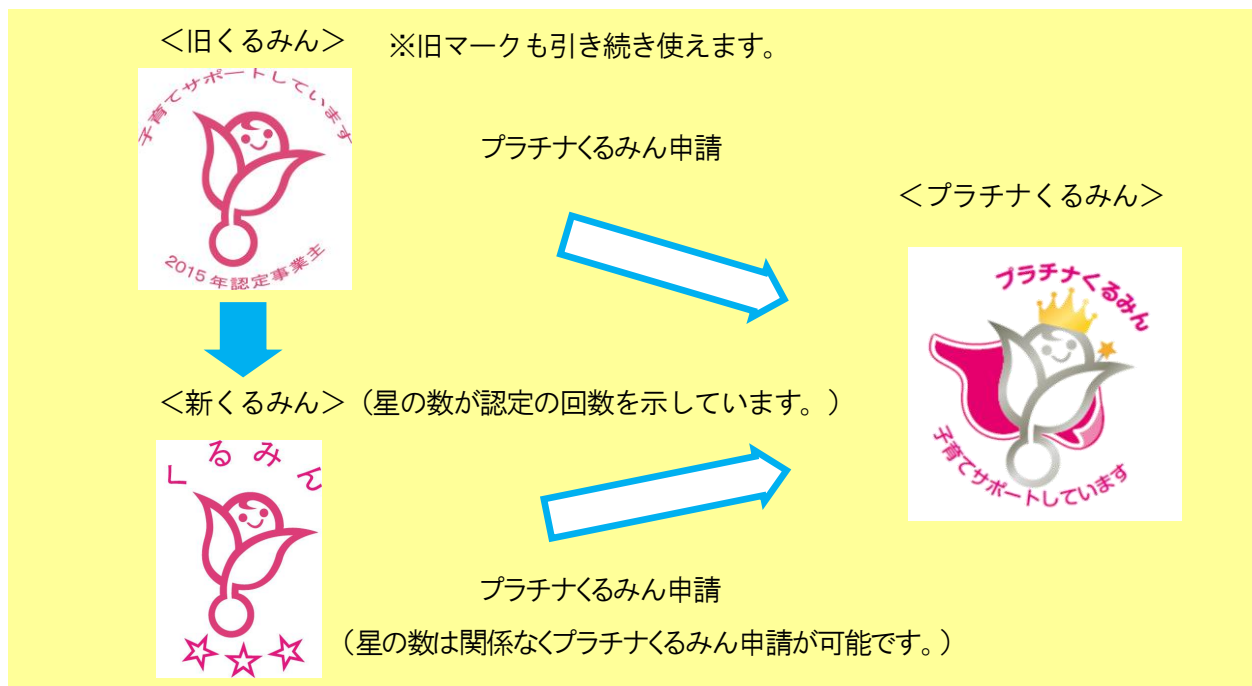
引き続き、同法に基づき行動計画を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります。

② 新たな認定制度の創設

くるみん認定を受けた企業が、さらに高い水準の取組を行い、一定の基準を満たした場合に「プラチナくるみん」を付与する新たな認定制度が創設されました。

(2) 平成27年4月1日から、新くるみんマーク、プラチナくるみんマーク誕生！

平成27年4月1日以降に認定申請され、認定した場合には「新くるみん」を付与。



★山梨労働局のホームページ

URL <http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

★厚生労働省のホームページ

URL http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html